気仙沼市の「休日の学校部活動」の「地域クラブ」への移行に向けた状況

段階・時期	平　日	休　日
A　従来の部活動 ～令和５年７月	**学校部活動**	**学校部活動** ■指導者 ⇒ 教職員，外部指導者 ・教職員は，特殊勤務手当（３時間以上従事で2,700円）が支給 ・外部指導者は，部活動指導者支援事業に登録していれば，１回1,600円を受給
B　部活動の地域移行に向けた取組① 令和５年８月～ 令和６年８月	**学校部活動** 	**学校部活動** ■指導者 ⇒ 教職員，部活動指導員，外部指導者 ・部活動指導員（市会計年度任用職員）は，時給1,150円～1,362円を受給 **学校部活動「週末合同練習会」〔卓球，サッカー，バドミントン〕** ■指導者 ⇒ 地域指導者（協会員，外部指導者等），教職員，部活動指導員 ・コーディネーター，指導者は無償 ・教職員は，顧問は業務委任
C　部活動の地域移行に向けた取組② 令和６年９月～	**学校部活動** 	**学校部活動** ■指導者 ⇒ 教職員，部活動指導員，外部指導者 **地域クラブ活動（地域スポーツクラブ活動体制整備事業【委託事業】）** **〔卓球，サッカー，バドミントン，バレーボール，野球〕** ■指導者は，地域指導者（協会員，外部指導者等） ・コーディネーターと指導者は有償 ・教職員，部活動指導員が地域指導者の一員として指導する場合は，兼職・兼業の手続きが必要
D　当面の目標	**学校部活動**	**地域クラブ活動【休日の学校部活動の地域クラブ活動への移行】** ■指導者 ⇒ 地域指導者（協会員，外部指導者等） ・コーディネーター，地域指導者による活動へ移行（活動内容や頻度等は各団体が企画・調整） ・教職員，部活動指導員が地域指導者の一員として指導する場合は，兼職・兼業の手続きが必要